

06 | 資料編

資料編 1 水道局をとりまく環境課題と動向

① 気候変動

世界の平均気温は上昇傾向にあり、豪雨や猛暑のリスクが高まっています。2023年の世界の年平均気温は、産業革命前より1.45℃上昇し、観測史上最高となりました。

気温上昇が1.5℃、2℃、4℃と進むごとに、環境への影響は大きくなっていきます。そのため、気温上昇を1.5℃以下に抑えるための取組が進められています。

気温上昇が1.5℃、2℃、4℃の場合の気候変動予測

	1.5℃	2℃	4℃
10年に1度の高温	産業革命前に比べて… 4.1倍	産業革命前に比べて… 5.6倍	産業革命前に比べて… 9.4倍
50年に1度の高温	産業革命前に比べて… 8.6倍	産業革命前に比べて… 13.9倍	産業革命前に比べて… 39.2倍
10年に1度の大雨	産業革命前に比べて… 1.5倍	産業革命前に比べて… 1.7倍	産業革命前に比べて… 2.7倍
10年に1度の干ばつ	産業革命前に比べて… 2.0倍	産業革命前に比べて… 2.4倍	産業革命前に比べて… 4.1倍

資料：IPCC AR6 WG1 報告書 政策決定者向け要約より水道局作成

◇ 世界と国と都の動向

■ 世界の動向

○ 気温上昇を1.5℃に抑えるための議論・取組

気候変動に関するCOPは、198か国・機関が参加し、毎年、気候変動についての議論が行われています。2015年の気候変動に関するCOP21ではパリ協定が採択され、世界の気温上昇を産業革命前比1.5℃に抑える努力の必要性が示されました。2024年のCOPでは途上国への資金拠出目標額や国家間の炭素クレジット市場運用の詳細ルールが決定し、途上国の気候変動対策が強化されることが期待されています。

■ 国の動向

○ カーボンニュートラルの実現に向けた取組の加速

2020年、政府により、2050年までに温室効果ガス排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル※を目指すことが宣言されました。2021年には「地球温暖化対策計画」が改定され、2030年度に温室効果ガス2013年度比46%削減を目指すこと、さらに、50%削減に向けて挑戦を続けることが示されました。



カーボンニュートラルのイメージ

出典：環境省 脱炭素ポータル

※ カーボンニュートラル：温室効果ガスの排出量から森林等による吸収量を差し引いて合計を0にする

○ クリーンエネルギー活用に向けた変革の推進

2023年には、「GX実現に向けた基本方針」が策定され、クリーンエネルギー活用のための社会変革やその実現に向けた活動を通じて経済成長を目指す取組であるGX（グリーントランスフォーメーション）を加速させる方針が示されました。

具体的なエネルギー使用についても議論が行われ、2024年度に制定された第7次エネルギー基本計画では、2040年までに再生可能エネルギーを拡大し主力電源化するため、脱炭素電源への投資を促進する仕組みづくりの推進を目指しています。

■ 都の動向

○ 「ゼロエミッション東京」の実現に向けた取組

2019年には、2050年に温室効果ガス排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を目指し、その実現に向けた具体的な取組とロードマップを示す「ゼロエミッション東京戦略」が策定されました。

2021年のダボス会議では、2030年までに温室効果ガス排出量を50%削減する「カーボンハーフ」が表明されました。2021年に策定された「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」では、カーボンハーフの実現に必要な社会変革のビジョンや各政策分野での変革のアプローチを示しています。2024年に公表された『『未来の東京』戦略version up 2024』では、カーボンハーフに向けた再生可能エネルギーの社会実装や省エネルギー化、グリーン水素の普及拡大などの施策や、気候変動による風水害激化化への対策方針が示されています。

気候変動のリスク低減に向けた対策方針を示す「東京都気候変動適応計画」（2024年改訂）では、2050年に向け、渇水や水質悪化等といった水に関するリスクを含む、気候変動リスクを最小化することを目指しています。

○ 企業の脱炭素化に向けた取組を推進

都では、企業の脱炭素化に向けた取組も推進しています。例えば、キャップ&トレード制度（東京都環境確保条例に基づく総量削減義務と排出量取引制度）では、大規模事業所に対し、CO₂排出量の削減を義務付けています。

資料編 1 水道局をとりまく環境課題と動向

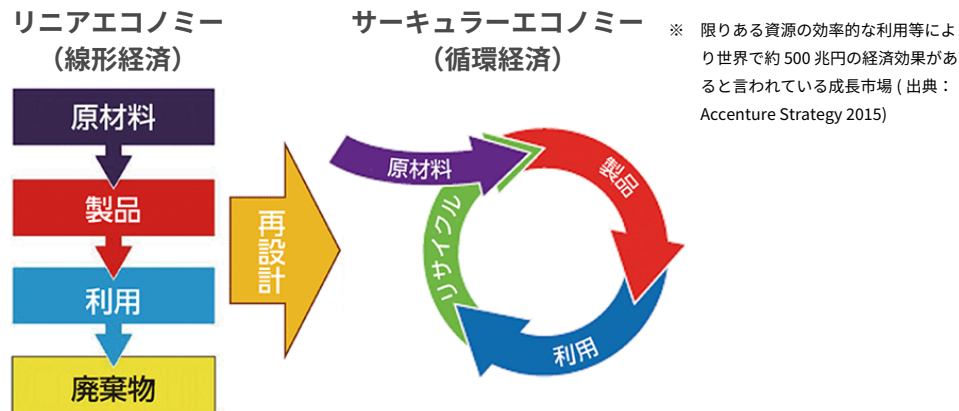
② サーキュラーエコノミー

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、気候変動を誘発するほか、生物多様性に負荷を与えています。また、世界的な人口増加・経済成長・消費拡大により、資源やエネルギー、食糧の枯渇への危機感が高まっています。

日本でも、廃棄物の最終処分場のひっ迫緩和に向け、廃棄物を適切に処理することが求められています。

こうした課題を受け、生産から廃棄までが一方向型のリニアエコノミー（線形経済）から、持続可能な形で資源を循環利用するサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行が目指されています。

サーキュラーエコノミーでは、従来の3R（Reduce：資源や廃棄物量の削減、Reuse：繰り返し使用すること、Recycle：廃棄物等を原材料やエネルギー源として有効利用すること）の取組に加え、限りある資源の効率的な利用等による経済成長が期待されています。また、サーキュラーエコノミーの実現に向けた取組は、温室効果ガス排出量の削減にも繋がります。



資料：オランダ「A Circular Economy in the Netherlands by 2050 -Government-wide Program for a Circular Economy」(2016) より環境省作成

リニアエコノミーからサーキュラーエコノミーへの移行

出典：環境省「令和3年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」をもとに水道局にて一部修正

◇ 世界と国と都の動向

■ 世界の動向

○ サーキュラーエコノミーへの移行の重要性が再認識され、取組が加速

従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、資源を有効活用しながら、サービスの質向上等を通じて付加価値を生み出す経済活動である、サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行の重要性が再認識されています。

サーキュラーエコノミーは、2023年のG7札幌機構・エネルギー環境大臣会合において、気候変動対策及び生物多様性保全と並んで行動を強化すべき分野として位置づけられました。また、評価方法等の国際標準化に向けた検討が行われています（ISO/TC323）。

欧州では、サーキュラーエコノミー関連規制の導入が進んでいます。

■ 国の動向

○ サーキュラーエコノミーの実現による経済の自律化・強靱化を目指す

サーキュラーエコノミーの実現に向けて取り組むことで、限りある資源を有効活用し、自律的な経済を実現することが目指されています。2022年には、循環経済の目指すべき方向性について示した「循環経済工程表」が公表されました。また、2024年には、循環型社会の形成にむけ、第五次環型社会形成推進基本計画が策定されました。

資源有効利用法が2024年に改訂され、建設時に発生した副産物の再資源利用の促進が定められています。

水分野についても、2024年に水循環基本計画が改定され、2050年のカーボンニュートラル実現に向けた地球温暖化対策の推進や、健全な水循環に向けたデジタル技術等を活用した水管理の展開等が重点分野に設定されました。

■ 都の動向

○ サーキュラーエコノミー実現に向けた取組を推進

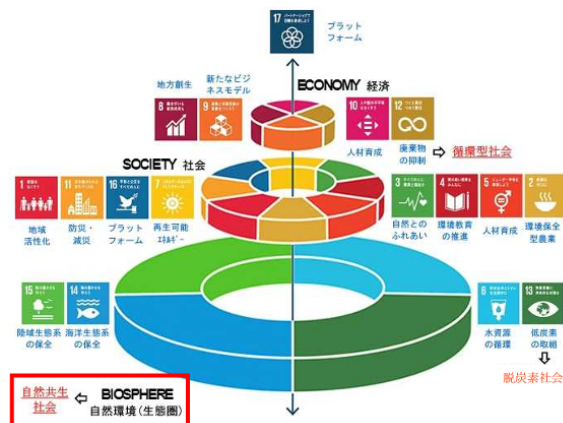
2024年に更新された「『未来の東京』の実現に向けた重点政策方針2024」では、サーキュラーエコノミーの実現を目指し、プラスチックをはじめ、太陽光パネルのリサイクル等の取組を強化し、循環型都市を実現する方針が掲げられています。

プラスチック使用量削減・循環に向け、2019年の「都庁プラスチック削減方針」策定をはじめとして都が先導的に取組を推進しています。

資料編 1 水道局をとりまく環境課題と動向

③ 生物多様性

SDG s のウェディングケーキモデルで象徴されるように、人間の経済・社会活動は自然資本の上に成り立っています。森林や土壌、水、生物・鉱物資源等の自然の恵みは、経済・社会において必要不可欠であり、人間活動が自然に与える影響の深刻化が大きなリスクとなりつつあります。

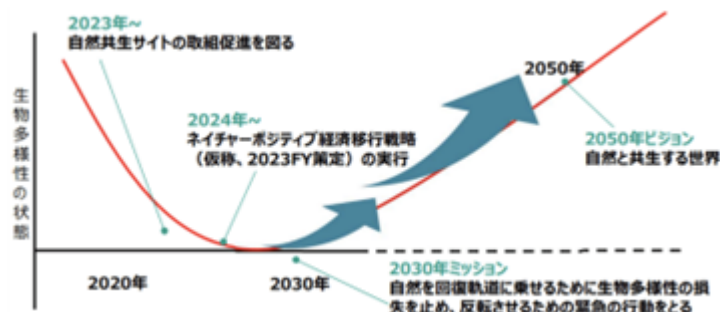


SDG s のウェディングケーキモデル

出典：環境省「第六次環境基本計画の概要」

現在の人間活動により、過去に例を見ない速度で生物種の絶滅が起っています。生物種の絶滅速度は、1600～1900年では1年に0.25種でしたが、1975年以降は1年に40,000種であり、急激に上昇しています。

こうした状況を踏まえ、生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」の取組の重要性が高まっています。



ネイチャーポジティブへの移行イメージ

出典：環境省 脱炭素ポータル「ネイチャーポジティブの実現に向けた世界・国の取組と企業に求められる取組」

◇ 世界と国と都の動向

■ 世界の動向

○ 生物多様性の保全にむけた国際的な取組が加速

2022年の昆明・モントリオール生物多様性枠組では、生物多様性の損失を食い止め、回復に転じさせる「ネイチャーポジティブ」（自然再興）が掲げられ、2030年までに陸と海の30%以上の生態系を守る「30by30」目標が設定されました。2023年には、企業等が自身の活動による生物多様性への影響を分析し、情報開示するための枠組み（TNFD フレームワーク）が公表されました。これらにより、企業の取組が加速することが期待されています。

■ 国の動向

○ ネイチャーポジティブの実現に向けた取組が活発化

2022年の昆明・モントリオール生物多様性枠組採択を受け、2022年には「30by30 ロードマップ」が策定されました。2023年には「生物多様性国家戦略」が、2024年には、個々の企業の取組を推進する「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」が公表されるなど、ネイチャーポジティブの実現に向けた動きが活発化しています。

■ 都の動向

○ 生物多様性の恵みを受け続けられる社会の実現を目指す

2030年にネイチャーポジティブを実現し、将来にわたって生物多様性の恵みを受け続けることのできる、自然と共生する豊かな社会を目指すため、2022年に「東京都生物多様性地域戦略」が策定されました。

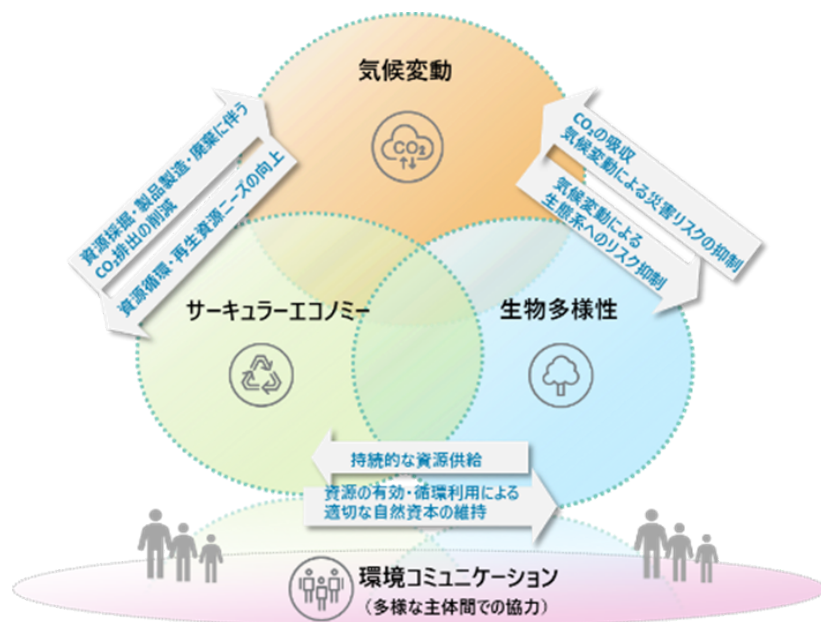
資料編 1 水道局をとりまく環境課題と動向

④ 多様な主体間での協力

気候変動、サーキュラーエコノミー及び生物多様性は独立するものではなく、相互に関連しています。例えば、気候変動の抑制は、生物種の絶滅のリスク低減に繋がります。また、自然資源の消費抑制・有効利用をはじめとしたサーキュラーエコノミーの実現は、気候変動緩和や生物多様性の保全に貢献します。

環境問題は世界規模の非常に大きな課題であり、一個人や一企業で解決できるものではありません。持続可能な社会を実現するために、個人、企業、国、自治体及びNPO 等多様な主体が課題解決に向けて主体的に参加し、協力することで、より良い解決策を導くことができます。

そのため、企業に関わる多様な主体がサステナビリティに関する取組を知ることができるよう、環境情報の公開が推進されています。



気候変動・サーキュラーエコノミー・生物多様性の統合的な取組と多様な主体間での協力

資料：環境省「生物多様性民間参画ガイドライン(第3版)ーネイチャーポジティブ経営に向けてー」をもとに水道局作成

◇ 世界と国と都の動向

■ 世界の動向

○ 気候変動・サーキュラーエコノミー・生物多様性の取組のシナジーを活用

2023年のG7広島首脳コミュニケ及びG7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケでは、気候変動に強靱で、循環型で、ネイチャーポジティブな経済システムへの転換と、課題の相互依存性を認識してシナジーを活用する旨が盛り込まれました。

○ 国際的な気候変動関連の情報開示の枠組みが公表

2017年には、気候変動関連の情報開示の枠組み(TCFD提言)が公表され、以降、世界で多くの企業が気候変動に関連した情報開示を行っています。2023年には、サステナビリティ情報開示の国際基準(ISSB)が公表されました。

■ 国の動向

○ 気候変動・サーキュラーエコノミー・生物多様性の統合的な取組を目指す

2024年に策定された環境保全に関する施策の大綱である「第六次環境基本計画」では、カーボンニュートラル、サーキュラーエコノミー及び生物多様性等を統合的に捉え、シナジーを発揮しながら、地球が直面する気候変動、生物多様性の損失及び環境汚染の3つの危機を解決する方針が掲げられています。

○ 気候変動関連の情報開示の枠組み策定が進む

2023年にサステナビリティ情報開示の国際基準(ISSB)が公表されたことを受け、日本でも国内におけるサステナビリティ情報開示基準(SSBJ)の策定が進められており、一部企業ではSSBJ基準に沿った開示が義務化される方針です。

■ 都の動向

○ 企業のCO₂削減実績、取組状況の把握・開示を促進

キャップ&トレード制度では、大規模事業所に対し、温室効果ガスの削減量等の提出を義務付けており、その削減実績、取組状況を公表しています。また、地球温暖化対策報告書制度では、中小規模事業所に対してもCO₂排出量等の温暖化対策の状況を報告するよう促しています。

資料編 2 関係法令・施策等

(1) 法律

環境基本法 (1993.11)	環境の保全について、基本理念を定めている。環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与し、人類の福祉に貢献することを目的としている。環境基本法に基づき、政府の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めているのが環境基本計画であり、2024年5月に第六次環境基本計画が閣議決定された。
地球温暖化対策の推進に関する法律 (1998.10)	地球温暖化対策に関し、社会経済活動、その他の活動による温室効果ガスの排出抑制等を促進するための措置を講ずること等を定めている。地球温暖化対策の推進を図ることにより、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与し、人類の福祉に貢献することを目的としている。2021年の改正により、2050年カーボンニュートラル実現が基本理念として位置づけられた。また、2025年に施行される改正法では、地域脱炭素化促進事業の拡充等について定められる予定。(略称：温対法)
水循環基本法 (2014.4)	水循環に関する施策について基本理念を定め、水循環基本計画の策定や施策の基本となる事項を定めている。施策を総合的かつ一体的に推進することにより、健全な水循環を維持し、又は回復させることを目的としている。
生物多様性基本法 (2008.6)	生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、基本原則や施策の基本となる事項を定めている。施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かな生物の多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、地球環境の保全に寄与することを目的としている。
循環型社会形成推進基本法 (2000.6)	循環型社会の形成について基本原則を定め、循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めている。施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としている。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (1970.12)	廃棄物の排出の抑制や、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている。本法に基づき、事業者がその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することを義務付けるとともに、廃棄物の再生利用等を行うことにより、その減量に努めることとしている。(略称：廃棄物処理法)
気候変動適応法 (2018.6)	国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して気候変動の適応策を推進するための枠組みを定めている。気候変動の緩和策と両輪の関係である適応策を推進することにより、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としている。
脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律 (2024.10)	2050年カーボンニュートラルに向け、低炭素な水素等のエネルギーを普及させ、その活用を後押しすることを目的としている。低炭素水素等の供給・利用を早期に促進するための基本方針の策定や、低炭素水素等を製造・輸入する事業者に向けた助成金の交付等の支援措置を定めている（「価格差に注目した支援」及び「拠点整備支援」）ほか、事業で使用する水素等を、製造時のCO ₂ 排出量を抑えた低炭素な水素等に変えていくよう事業者が取り組むべき目標（判断基準）を定めている。(略称：水素社会推進法)
脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律 (2023.5)	世界規模でGX（グリーン・トランスフォーメーション）実現に向けた投資競争が加速する中で、2050年カーボンニュートラルと産業競争力強化・経済成長を同時に実現することを目的としている。GX推進戦略の策定・実行、GX経済移行債の発行、GX推進機構の設立、進捗評価と必要な見直しを定めるほか、成長志向型カーボンプライシングの導入についても定められており、2033年度より発電事業者に対して一部有償で二酸化炭素排出枠を割り当て、負担金を徴収することが明記されている。また、2026年度より排出量が一定以上の企業に対して二酸化炭素排出枠を割り当て、超過分は購入して補填することを求める排出量取引の仕組みを導入する方針で本法改正に向けた議論が行われている。(略称：GX推進法)
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 (1979.6)	一定規模以上の（原油換算で1,500kL／年以上のエネルギーを使用する）事業者に、エネルギーの使用状況等についての定期的な報告や、省エネ、非化石転換等に関する取組の見直し、計画策定等の実施を求める法律。2023年に施行された法改正で、非化石エネルギーも含むすべてのエネルギー使用の合理化、非化石エネルギーへの転換、電気の需要の最適化を推進する内容が盛り込まれた。(略称：省エネ法)
地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律案 (2024.4)	豊かな生物多様性を確保し、2022年の昆明・モントリオール生物多様性枠組みで掲げられた2030年までに「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」、いわゆるネイチャーポジティブの実現を推進することを目的としている。事業者等による地域における生物多様性増進のための活動を促進する認定制度を創設する等の措置を定めている。
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 (2021.6)	プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を促進する重要性が高まる中、プラスチック使用製品の設計から使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組を促進することを目的としている。(略称：プラスチック資源循環法)
資源の有効な利用の促進に関する法律 (2021.4)	循環型社会を形成していくために必要な3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組を総合的に推進することを目的としており、製品製造段階での3R対策や、設計時の3R配慮、事業者の自主回収・リサイクルシステムの構築などが規定されている。2023年、2024年に施行された政省令の改正により、建設工事から発生した土砂等について、再生資源としての利用促進を求める内容が盛り込まれた。(略称：資源有効利用促進法、リサイクル法)

資料編 2 関係法令・施策等

(2) 条例

東京都環境基本条例 (1994.7)	環境の保全についての基本理念を定めるとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的としている。
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (2000.12)	現在及び将来の都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境を確保することを目的としている。温室効果ガスの排出、自動車や工場に起因する環境負荷や公害等について、一定の条件を満たす事業者に対して義務を課している。条例に基づく主な制度としては、キャップ&トレード制度が挙げられる。大規模事業所（前年度の燃料、熱、電気の使用量が、原油換算で年間1,500kL以上の事業所）に二酸化炭素排出量の削減義務を課するものであり、オフィスビル等も対象とする世界初の都市型キャップ&トレード制度である。該当事業者は、削減目標の達成（2020～2024年度期間：上水道では25%、2025～2029年度期間：48%）が義務付けられており、削減目標達成のため、クレジット創出・取得を通じた排出量取引を行うことが認められている。（略称：環境確保条例）
埼玉県地球温暖化対策推進条例 (2009.3)	地球温暖化対策に関して必要な事項を定め、埼玉県、事業者、県民等が協働して地球温暖化対策を推進することにより、低炭素社会を実現し、良好な環境を将来の世代に引き継ぐことを目的としている。条例に基づく具体的な制度としては、県内に設置している前年度のエネルギー使用量（原油換算）が1,500kL以上の事業者に対し、地球温暖化対策を総合的に実施する計画の作成、報告、実績値の報告を義務付け、それを公表する地球温暖化対策計画制度が挙げられる。また、同条例に基づく目標設定型排出量取引制度では、原油換算で1,500kL以上のエネルギーを3か年度連続して使用する大規模事業所に対し、削減目標の達成（2020～2024年度期間：上水道では20%、2025～2029年度期間：48%）に努めることが求められており、削減目標達成のため、クレジット創出・取得を通じた排出量取引を行うことが認められている。
東京における自然の保護と回復に関する条例 (2000.12)	東京における自然の保護と回復を図り、広く都民が豊かな自然の恵みを享受し、快適な生活を営むことができる環境を確保することを目的としている。公共公益施設、事務所、住宅等の建築物及び敷地の緑化を義務付けるとともに、1千㎡以上（公共施設は250㎡以上）の敷地において、建築物の新設等をする場合に、緑化計画書の届出と完了後の緑地の維持管理を義務付けている。
東京都廃棄物条例 (1992.6)	生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用される都市の形成を図ることにより、都民の健康で快適な生活を確保することを目的としている。事業者に対して廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により廃棄物を減量するとともに、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することを義務付けている。

資料編 2 関係法令・施策等

(3) 主な関係施策〔国〕

第六次環境基本計画 (2024.5)	環境基本法に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、総合的かつ長期的な施策の大綱などを定めるもの。第六次計画では、「現在及び将来の国民一人一人のウェルビーイング／高い生活の質」の実現を環境政策の最上位の目標として掲げており、気候変動、生物多様性の損失、汚染という地球の3つの危機に対し、経済社会システムの変革を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって、経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」の実現を目指している。
地球温暖化対策計画 (2021.10)	地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が地球温暖化対策法に基づいて策定する、我が国唯一の地球温暖化に関する総合計画。温室効果ガスの排出抑制及び吸収の目標、事業者、国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国、地方公共団体が講ずべき施策等について記載している。2021年の改定では、2030年度において、温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けるという目標を踏まえ、二酸化炭素以外にも含む温室効果ガスの全てを網羅し、目標の裏付けとなる対策・施策を記載し目標実現への道筋を描いている。
水循環基本計画 (2015.7)	水循環基本法に基づき、水循環に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定された計画。流域に係る水循環について、関係機関が連携しながら、流域として総合的かつ一体的に管理し、健全な水循環の維持又は回復のため、施策の推進に努めることとしている。2024年の改定では、2050年カーボンニュートラルに向けた地球温暖化対策の推進や、安定した水供給の確保等の内容が盛り込まれた。
気候変動適応計画 (2018.11)	気候変動適応法に基づき、気候変動適応に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定された計画。気候変動影響による被害の防止・軽減等を図り、安全・安心で持続可能な社会を構築することを目指し、関係者の具体的な役割を明確化している。地方公共団体は、本計画を勘案し、地域気候変動適応計画を策定し、地域の自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進することが求められている。
パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略 (2019.6)	COP21で採択されたパリ協定を踏まえ、2050年カーボンニュートラルに向けた基本的考え方、ビジョン等を示している。地球温暖化対策を経済成長に繋げるという考え方の下、脱炭素社会の実現に向けて各部門の対策や横断的施策を進めることを目指している。
GX実現に向けた基本方針 (2023.2)	GX（グリーントランスフォーメーション）を通じて脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長の3つを同時に実現することを目指している。エネルギー安定供給の確保に向けて、省エネ、脱炭素電源への転換等、GXに向けた脱炭素の取組を進めることや、GX実現に向けて、カーボンプライシングや「GX経済移行債」の活用等を含む「成長志向型カーボンプライシング構想」の実現・実行を行うことが示されている。
第7次エネルギー基本計画 (2025.3 予定)	エネルギー政策基本法に基づき、エネルギー政策の基本的な方向性を示す計画。電力の電源構成に占める再生可能エネルギーの割合を2040年までに4～5割程度に拡大し、主力電源とすることを目標に掲げている。DXやGX推進に伴い電力需要の増加が見込まれる中で、脱炭素電源への投資を促進する仕組みづくりを推進していくことを目指している。（仮）
循環経済工程表 (2022.9)	2050年カーボンニュートラルの実現に向け、サーキュラーエコノミーへの移行を加速するための方向性を示したもの。2030年にサーキュラーエコノミー関連ビジネスを80兆円以上とする政府方針を踏まえ、プラスチック資源循環法に基づく3R+Renewable推進や、金属資源のリサイクル、太陽光パネルのリユース、リサイクル等の施策方針が掲げられている。
第五次循環型社会形成推進基本計画 (2024.8)	循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定された計画。第五次循環型社会形成推進基本計画では、循環経済への移行を、気候変動、生物多様性等の社会課題を解決し、経済安全保障や産業競争力強化、地方創生、質の高い暮らしの実現にも貢献する重要な政策課題と捉え、循環型社会形成に向けた国家戦略として策定されている。
30by30 ロードマップ (2022.4)	国際的な約束である、2030年までに陸と海の30%以上の生態系を保全する「30by30目標」達成に向けた行程と具体策を示しており、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM：Other Effective area-based Conservation Measures）認定等の必要な取組がまとめられている。また、本ロードマップに盛り込まれた施策を実効的に進めるための有志連合として、産民官連携の「生物多様性のための30by30アライアンス」が発足した。
生物多様性国家戦略 2023-2030 (2023.3)	生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国の基本的な計画。2023年に閣議決定された第六次戦略「生物多様性国家戦略2023-2030」では、生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」への統合的な対応や、ネイチャーポジティブ実現に向けた社会の根本的な変革が強調され、30by30目標達成への取組や、自然資本を守り活かす社会経済活動を推進するものとしている。
ネイチャーポジティブ経済移行戦略（2024.3）	ネイチャーポジティブの取組が、コストアップではなく企業価値向上に繋がることを分かりやすく示すことで、企業に実践を促すことを目的としている。経済活動にとっての生物多様性保全の必要性だけでなく、ネイチャーポジティブの取組を企業価値向上に繋げるためのプロセスやビジネス機会の具体例や、企業が抑えるべき要素、国のバックアップ施策についてまとめている。

資料編 2 関係法令・施策等

(3) 主な関係施策〔都〕

『未来の東京』戦略 version up 2024 (2024.1)	都の総合計画であり、記載された政策目標は、戦略上の重要業績評価指標（KPI）として位置付けられている。2024 年の改定版では、ポストコロナ社会においてポテンシャルを最大限に生かし持続可能な未来へ繋げることを目指しており、戦略の一つとして、100 年先を見据えたみどりと生きるまちづくりにより自然と調和した持続可能な都市を実現することが掲げられている。
東京都環境基本計画 (2022.9)	2050 年のあるべき姿の実現に向け、2030 年までの行動が極めて重要という認識のもと、具体的な目標と施策を示している。「エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用」、「自然と共生する豊かな社会の実現」、「良質な都市環境の実現」から成る 3 つの戦略に加え、エネルギー危機への迅速・的確な対応に向けた取組を加えた「3 + 1 の戦略」を掲げている。
ゼロエミッション東京戦略 (2019.12)	世界の大都市の責務として、平均気温の上昇を 1.5℃に抑えるため、2050 年に二酸化炭素排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」実現に向けたビジョンと具体的な取組・ロードマップをまとめたもの。
ゼロエミッション都庁行動 計画（2021.3）	2021 年に東京都が 2030 年までに都内温室効果ガス排出量の 50%削減（2000 年比）、再生可能エネルギーによる電力利用割合 50%程度への向上を表明したことを踏まえ、都自身が、「隼より始めよ」の意識のもと、2030 年カーボンハーフ達成に向け、都民・事業者の取組を牽引すべく、全庁的な温室効果ガス削減推進のための取組をまとめたもの。
2030年カーボンハーフに向 けた取組の加速 -Fast forward to “Carbon Half”- (2022.2)	2030 年までに温室効果ガス排出量を 50%削減（2000 年比）する「カーボンハーフ」に向けた道筋を具体化し、各部門で加速・強化する主要な取組を示している。
東京都グリーン購入推進 方針 (2003.4)	都がその業務活動において、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービス等を調達することや、製品等の選択基準及び調達の推進方法等を示した方針。本方針に基づき、物品等の仕様を定めた「東京都グリーン購入ガイド」を策定している。
東京都気候変動適応方針 (2019.12)	気候変動適応法第 12 条に基づく都の地域気候変動適応計画策定に向けた方針としてとりまとめたもの。本方針に基づく様々な施策を展開することで、気候変動の緩和と適応の両面から総合的に施策を展開し、極端な気象変化から都民の生命と財産を守る強靱な都市を構築するために策定。
東京都気候変動適応計画 (2021.3)	気候変動適応方針に基づき策定された計画で、気候変動の影響によるリスクを最小化し、都民の生命・財産を守り、人々や企業から選ばれ続ける都市を実現するという 2050 年の目指すべき姿に向けた取組方針をまとめている。2024 年度からの 3 年間にに向けた取組は「東京都気候変動適応計画アクションプラン」として示されており、アクションプランの更新を通じた P D C A サイクル活用により気候変動適応策を推進するものとしている。
東京グリーンビズ (2023.7)	人々の生活にゆとりと潤いを与える緑（グリーン）の価値を様々な主体との協働（ビズ）により一層高め、未来に継承していくための、100 年先を見据えた新たな緑のプロジェクト。2024 年 1 月策定の「東京都の緑の取組 Ver.2」では、東京の緑を「まもる」「育てる」「活かす」という 3 つの観点から新たに強化する取組が盛り込まれている。
東京都生物多様性地域戦 略（2022.12）	生物多様性基本法に基づく、都内における「生物多様性の保全及び持続的な利用」に関する基本的な計画。行政、都民、事業者、民間団体（NPO・NGO・市民団体等）、教育・研究機関など様々な主体が連携・協働しながら取組を進めることで、2030 年までに生物多様性を回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」の実現を目指す。
東京都建設リサイクル推 進計画 (1998.11)	都内における建設資源循環の仕組みを構築するため、環境に与える負荷を軽減し、東京の持続ある発展を目指して制定された計画。建設副産物の発生を抑制した上で、建築物等に蓄積された建設資材を有効に再生利用することを基本的な考え方としている。建設廃棄物の再資源化率が大幅に向上したことを踏まえ、再資源化率の実績値が 96%以上の品目については、再資源化率等の維持を目指す内容に改定された。
東京都資源循環・廃棄物 処理計画 (2021.9 改定)	廃棄物処理法に基づき策定された、2050 年を見据えた 2030 年のビジョンを示した計画。基本的な考え方として、2030 年に向け、ライフサイクル全体を視野に入れた「持続可能な資源利用への転換」と「良質な都市環境の次世代への継承」を目指していくことが重要であるとし、最終処分量を 2030 年度までに 2012 年度比 25%削減する、といった数値目標も掲げている。2021 年の改定版では、「持続可能な資源利用の実現」、「廃棄物処理システムのレベルアップ」及び「社会的課題への果敢なチャレンジ」の三本の柱を掲げている。

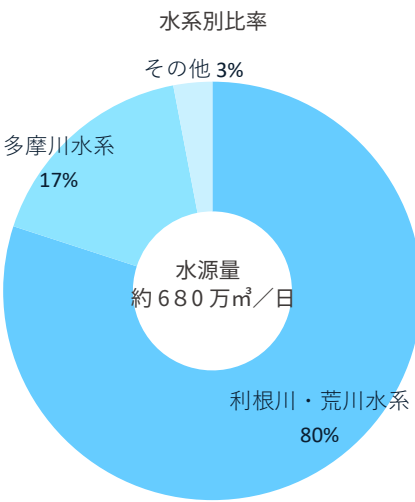
資料編3 数字で見る水道局

東京の水道の概要

(2023 年度末)

給水区域面積※1		1,239.21km ²
給水人口※1※2		13,755 千人
普及率※1		100.0%
給水件数※1		8,020,572 件
水源量		680 万m ³ / 日
浄水場の施設能力		684 万m ³ / 日
配水管延長 (水道管路の長さ)		27,520km
配水量※3	年間総配水量	152,663 万m ³
	一日平均配水量	417 万m ³
	一日最大配水量	448 万m ³ (2023.7.11)

※1 2023 年 10 月 1 日現在の値
※2 国勢調査の結果により補正されることがあります。
※3 未統合市への分水量を含みます。

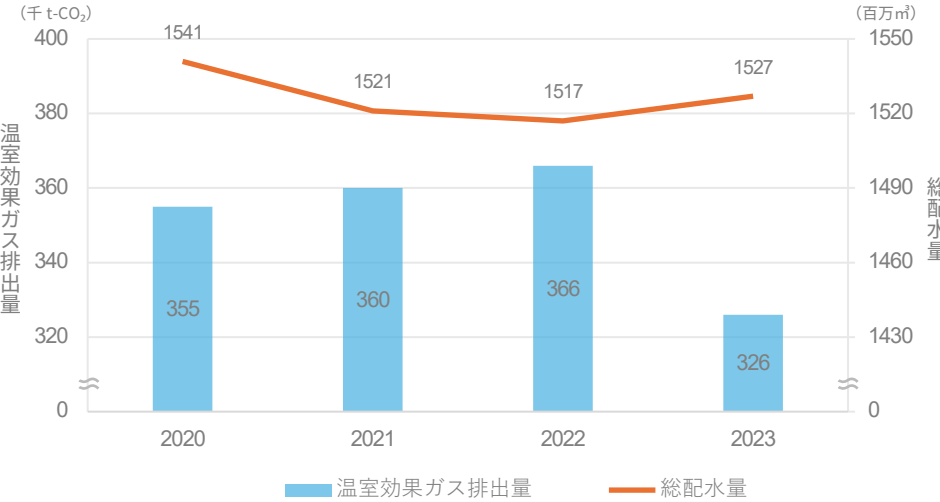


要因別温室効果ガス排出量※4

		(t-CO ₂)			
要因		2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
電気	オフィス活動以外による排出	335,795	339,767	344,381	304,488
	オフィス活動による排出	4,195	3,443	4,146	3,488
燃料		12,315	13,896	13,569	13,988
その他		2,961	2,684	3,419	3,992
合計		355,266	359,790	365,515	325,915

※4 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき算出しています。
※5 当局では、今まで、電気は固定係数 (0.489 kg-CO₂/kWh) で算出してきましたが、本計画からは変動係数を用いて算出しています

年間総配水量と温室効果ガス排出量の推移



資料編 3 数字で見る水道局

■水道事業ガイドライン業務指標の推移（分類：環境）

水道事業ガイドラインは、公益社団法人日本水道協会が制定した水道サービス（事業）に関する国内規格です。水道事業全般について多面的に定量化し評価することを目的とし、119 項目の業務指標で構成されています。ここでは地球温暖化防止、環境保全などの推進に関する 6 つの指標を掲載します。

業務指標	定義	単位	指標値*			
			2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
配水量 1 m ³ 当たり 電力消費量	電力使用量の合計／年間配水量	kWh / m ³	0.52	0.52	0.52	0.51
配水量 1 m ³ 当たり 消費エネルギー	エネルギー消費量／年間配水量	MJ/ m ³	2.01	2.04	2.04	2.11
配水量 1 m ³ 当たり 二酸化炭素 (CO ₂) 排出量	(CO ₂ 排出量／年間配水量) × 10 ⁶	g-CO ₂ / m ³	245	235	239	257
再生可能エネルギー利用率	(再生可能エネルギー設備の電力使用量 ／全施設の電力使用量) × 100	%	1.04	1.12	0.99	0.57
浄水場発生土の有効利用率	(有効利用量／浄水場発生土量) × 100	%	28.9	56.5	65.3	65.8
建設副産物のリサイクル率	(リサイクルされた建設副産物量／ 建設副産物発生量) × 100	%	100.0	100.0	100.0	100.0

※ 公益社団法人日本水道協会が定める方法に基づき算出しています。

■サステナビリティ会計基準審議会(SASB)の会計指標の推移

(分類:水道事業・水道サービス)

サステナビリティ会計基準審議会（SASB）の会計指標とは、国際的に活用されている、非財務情報公開の標準化のための基準です。77 の業種別にサステナビリティ関連の項目を提供しています。ここでは上水道の環境に関する指標の中から 6 つを掲載します。

業務指標	定義	単位	指標値*			
			2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
総エネルギー消費量	取水・導水、浄水、送配水、工事及び オフィス活動に消費したエネルギー量	TJ	8,108	8,061	8,054	8,163
系統電力の割合	購入電力量／総電力使用量	%	81.0	82.5	82.5	83.3
再生可能エネルギーの 割合	(再生可能エネルギー発電量＋購入 電力に含まれる再生可能エネル ギー量)／総電力使用量	%	12.0	10.2	11.5	11.9
管路 ^{※1} の更新率	(更新された管路延長／管路延長) × 100	%	1.25	1.27	1.33	1.26
漏水量	浄水場からメータまでの間の漏水量	千 m ³	57,592	52,527	55,943	59,717
飲用水の品質基準・ 規制の違反件数	水道水質基準 51 項目 ^{※2} の不適合件数	件	0	0	0	0

※ 1 供用している導水管、送水管及び配水管を指します。

※ 2 水道水は、水道基準に関する省令（平成 15 年 5 月 30 日厚生労働省令第 101 号）で規定する水質基準 51 項目に適合することが求められています。さらに、東京都水道局では、お客さまに安全でおいしい水をお届けするため、都独自の「おいしさに関する水質目標」及び「あんぜん・あんしん水質指標」を設定しています。